

公立大学法人名古屋市立大学における大学発ベンチャー企業の育成支援に係る株式及び新株予約権の取得等の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）が、法人における大学発ベンチャー企業に対する育成支援に資することを目的として、大学発ベンチャー企業からライセンス等の対価として、現金に代えて株式等を取得する場合の株式等の取得、管理、売却等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 株式等 株式及び新株予約権をいう。
- (2) 大学発ベンチャー企業 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の4第1項に規定する成果活用事業者（以下「成果活用事業者」という。）であり、かつ、名古屋市立大学発ベンチャー称号授与規程（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第44号）第2条第1項に規定する名市大発ベンチャーであるものをいう。
- (3) ライセンス等 法人が保有する知的財産等の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び利用許諾をいう。
- (4) 知的財産等 知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項及び第2項に規定する知的財産及び知的財産権並びに公立大学法人名古屋市立大学研究成果有体物取扱規程（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第57号）第1条に規定する研究成果有体物をいう。

(株式等の取得)

第3条 法人は、ライセンス等の契約を行う相手方が大学発ベンチャー企業であり、かつ、当該大学発ベンチャー企業が当該ライセンス等に係る対価の全部又は一部を現金で支払うことが困難な場合に限り、ライセンス等の対価を株式等により取得することができる。

2 前項に規定する取得に係る検討に当たって、大学発ベンチャー企業に次に

掲げる事項に関する資料の提出等を求めるものとする。

- (1) 財務状況
- (2) 事業（技術開発、事業化、資金調達等）の計画
- (3) その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項
（株式等の管理）

第4条 法人が取得した株式等は、当該株式等を発行した大学発ベンチャー企業の株式が国内外の金融商品取引所に上場されるまでの間、学術課で保有し管理する。

2 前項の場合において、大学発ベンチャー企業の株式が国内外の金融商品取引所に上場される事実が公表されたときは、法人が取得した株式等に係る保有及び管理を上場日の前日までに財務課に移管する。

（新株予約権の行使等）

第5条 法人は、取得した株式等が新株予約権である場合であって、当該新株予約権の行使が可能となったときは、速やかに新株予約権を行使し、株式を取得するものとする。ただし、新株予約権の行使価格が当該新株予約権の目的である株式の売却価格を上回ると見込まれるときは、当該新株予約権を行使しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新株予約権の行使前に、法人が取得した新株予約権を発行した大学発ベンチャーの吸収合併等により第三者から当該新株予約権の買取りの申出があったときは、当該新株予約権を譲渡することができる。ただし、当該新株予約権に譲渡制限が付されている場合であって、譲渡の承認を得ていないときは、この限りでない。

3 新株予約権の行使期間満了までに前2項本文に規定する新株予約権の行使又は譲渡が見込めない場合又は株式の売却価格が当該新株予約権の行使価格を上回ることが見込めない場合において、当該新株予約権の売却、行使又は放棄等を行うものとする。

（株式の売却）

第6条 法人は、ライセンス等の対価として取得した株式を換金することが可能となったときには、速やかに売却するものとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、株式を保有することができる。

(1) ライセンス等の対価として取得した株式を換金することが可能となった時点において、換金により法人が得られる金額がライセンス等の対価に相当しないものである場合

(2) その他特別の事情により株式を保有する必要がある場合
(権利行使上の留意点)

第7条 取得した株式等に基づき、法人が大学発ベンチャー企業等の経営に参加する権利については、次に掲げる場合を除き、行使しない。

(1) 当該権利を行使しないことが当該大学発ベンチャー企業等の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合その他例外的かつ緊急避難的な場合

(2) 株式に基づく株主総会における剰余金の配当を受ける権利等、法人が当該大学発ベンチャー企業等から経済的利益を受けることを内容とする権利を行使する場合

(審査会)

第8条 第3条、第5条及び第6条に規定する株式等の取得、新株予約権の行使等及び株式の売却の取扱いを審議するため、株式等の取扱いに関する審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 前項の審査会は、その所掌事務に応じ、第1審査会又は第2審査会とする。

3 審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

4 委員長は、必要の都度、審査会を招集し、審査会の議長となる。

5 委員長に事故があるときその他職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

6 審査会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 委員長は、株式等の価値等を公正かつ客観的に評価するため、必要があると認めるときは、審査会の議事に際して、専門的知識を有する者から意見を聴取することができる。

(株式等取扱いの決定)

第9条 理事長は、第3条、第5条及び第6条に規定する株式等の取得、新株

予約権の行使等及び株式の売却の取扱いを決定する。この場合において、前条に規定する審査会に付議し、その審査結果を尊重しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により決定した内容を当該大学発ベンチャー企業に通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に緊急やむを得ない場合、審査会に付議しないことができる。

(インサイダー取引等の防止)

第10条 法人は、株式等の適正な売却を行うため、専門的知識を有する者から株式等の発行会社に出資、兼業、共同研究等を通して関与する教職員等（以下「大学関係教職員」という。）に対して、インサイダー取引に該当しないか等、株式の保有状況等を個別に調査し、又は確認するものとする。

2 法人は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）その他の法令等を遵守するとともに、大学関係教職員からの情報によって、株式等の売却を恣意的に行ってはならない。

(実施補償金)

第11条 ライセンス等の対価として株式等を取得した場合における発明者への実施補償金については、公立大学法人名古屋市立大学発明取扱規程（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）第17条の規定を準用する。この場合において、「法人が取得した特許権等の運用又は処分により収入を得たときは」とあるのは、「法人がライセンス等の対価として取得した株式等を換金し収入を得たときは」と読み替えるものとする。

(他成果活用事業者への支援)

第12条 名市大発ベンチャー以外の成果活用事業者から育成支援の申出があり、法人の研究開発の普及及び活用の促進を図るため、産学官共創イノベーションセンター長が必要と認める場合、この規程の規定を当該成果活用事業者に準用する。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は学術課が処理する。ただし、株式等の保有及び管理が財務課に移管された場合、第4条第2項に規定する株式等の保有及び管理に関する事務並びに第5条及び第6条の規定に関する事務（これらに

付随する第8条及び第9条の規定に関する事務を含む。) は、財務課が処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、ライセンス等の対価として取得する株式等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 株式等の取扱いに関する審査会（第8条関係）

名 称	組 織		所掌事務	
第1審査会	委員長	理事（研究・産学官イノベーション）	大学発ベンチャー企業の株式が国内外の金融商品取引所に上場される事実が公表される前における次に掲げる事項 1 新株予約権の取得、売却、行使又は放棄等に関する事項 2 株式の取得、売却等に関する事項 3 その他委員長が必要と認める事項	
	委 員	理事（経営・キャンパス整備）		
		学長補佐（産学官連携・知財）		
		学長補佐（スタートアップ・イノベーション）		
		財務課長		
		学術課長		
第2審査会	委員長	理事（経営・キャンパス整備）	大学発ベンチャー企業の株式が国内外の金融商品取引所に上場される事実が公表された後における次に掲げる事項 1 新株予約権の売却、行使又は放棄等に関する事項 2 株式の取得、売却等に関する事項 3 その他委員長が必要と認める事項	
	委 員	総務課長		
		企画推進課長		
		財務課長		